宮 城 県 公 報

令和８年 11 月 20 日（金）
定期第 748 号

目 次

告示

○　農用地利用集積等促進計画の認可（農業振興課）

○　道路の供用開始（道路課）

公告

○　開発行為に関する工事の完了（建築宅地課）

宮城海区漁業調整委員会

○　流し網漁業等の制限（宮城海区漁業調整委員会事務局）

○　かご漁業の制限（同）

宮城県告示第749号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第１項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和８年 11 月 20 日

宮城県知事　　村　　井　　嘉　　浩

１　農用地利用集積等促進計画の概要

別冊のとおり

２　認可年月日

令和８年 11 月 20 日

宮城県告示第750号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第２項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和８年 11 月 20 日から 30 日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和８年 11 月 20 日

宮城県知事　　村　　井　　嘉　　浩

道路の種　類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県　道	北上津山線	石巻市北上町女川字海老引場上１番２地先から 同市北上町女川字海老引場上無番地先まで	令和８年 11 月 20 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第１項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和８年 11 月 20 日

宮城県知事　　村　　井　　嘉　　浩

１　工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称	気仙沼市長磯牧通 86 番２及び 87 番１の各一部（第二工区）
２　開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目１番 21 号 株式会社ツルハ

宮城海区漁業調整委員会指示第３号

漁業法（昭和24年法律第 267 号）第 120 条第１項の規定により、金華山山頂真南の線以西の仙台湾（共同漁業権区域を除く。以下「規制区域」という。）における流し網漁業、はえなわ漁業及びはもどう漁業の操業について、次のとおり制限する。

令和８年11月20日

宮城海区漁業調整委員会
会長　尾　定　誠

１　制限期間

令和９年１月１日から同年12月31日まで

２　操業区域

金華山山頂真南の線以西の仙台湾

３　漁業時期

令和９年１月１日から同年12月31日まで

４　操業の届出

規制区域において流し網漁業、はえなわ漁業及びはもどう漁業を操業しようとする者は、使用漁船ごとに、宮城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に届出（様式第１号）をしなければならない。また、届出の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく、委員会に届出（様式第２号）をしなければならない。

５　操業の条件

（１）　流し網漁業、はえなわ漁業及びはもどう漁業の届出を必要とする業種の操業は、次のとおり行わなければならない。

ア　流し網漁業、はえなわ漁業及びはもどう漁業の漁具の敷設時間は、日没から日の出までとしなければならない。ただし、操業する海域において漁業者間で定める操業ルールに従って操業する場合はこの限りではない。

なお、流し網漁業及びはえなわ漁業の漁具の敷設深度は、航行船の安全が十分確保できるものでなければならない。

イ　漁具の標識

宮城県漁業調整規則（令和２年宮城県規則第 103 号）第60条の規定を遵守しなければならない。

（２）　漁獲成績報告書の提出の義務

４による操業の届出をした者は、操業した漁業ごとに漁獲成績報告書（様式第３号、様式第４号又は様式第５号）を漁業時期終了後１か月以内に、委員会に提出しなければならない。

様式第１号

流し網、はえなわ、はもどう漁業着業届出書

年　　月　　日

宮城海区漁業調整委員会会長　殿

漁業協同組合（又は届出者）

下記のとおり、流し網、はえなわ、はもどう漁業の着業をするので届け出ます。

一連番号	船　　名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類及び馬力数	操業時期	届　　出　　者		着　業　業　種		
						住　　所	氏　　名	流し網	はえなわ	はもどう

※着業業種の欄には、着業する業種（漁業）に○印を記入する。　　（Ａ４横）

様式第２号

流し網、はえなわ、はもどう漁業変更届出書

年　　月　　日

宮城海区漁業調整委員会会長　殿

住　所
氏　名

先に届出した内容について、次のとおり変更したので届け出ます。

記

１　船　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿丸（漁船登録番号　　―　　）

２　届出した着業業種　　流 し 網 、 は え な わ 、 は も ど う

（※届出している業種（漁業）に○印を記入する。）

３　変更の内容

項　　目	変　更　前	変　更　後

４　変更の理由

（Ａ４縦）

（様式第３号）

流　し　網　漁　業　漁　獲　成　績　報　告　書

宮城海区漁業調整委員会　会長　殿

提出年月日：　　年　　月　　日

所属漁協名		乗組員数	人（船長を除いた人数）
		流し網の規模	目合：　寸　分（　ｃｍ）
届出者氏名			1張当たりの総延長　：　ｍ
漁船登録番号	―		1張当たりの使用反数：　反
漁　船　名			総使用張り数：　張 （※何張敷設しているか記入する。）
総　ト　ン　数	トン		

１　操業状況

月	操業日数	漁場番号	主な魚種別漁獲量（kg）					金　額（千円）※税抜き
			サワラ	スズキ	サバ	その他（　）	（　）	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
合計								

２　主な水揚げ先

３　操業に要した所要経費

所　要　経　費　（単位:千円）							経費合計
漁船･漁具費	燃料費	諸材料費	人件費	その他（　）	その他（　）	その他（　）	
							0

※1　所要経費欄には、当該漁業の操業に要した経費を記入すること。
※2　人件費について、家族分の人件費が計算できない場合は、欄外に「乗組員○人のうち，家族○人分の人件費は含まない。」と記入すること。
※3　漁船･漁具費には、漁具の艤装費、修繕費を含むこととする

（様式第４号）

はえなわ漁業漁獲成績報告書

宮城海区漁業調整委員会　会長　殿

提出年月日：　　年　　月　　日

所属漁協名		乗組員数	人（船長を除いた人数）
届出者氏名		はえなわの規模	1張当たりの総延長　：　m
漁船登録番号	―		1張当たりの使用針数：　本
漁　船　名			総使用張り数：　張 （※何張敷設しているか記入する。）
総 ト ン 数	トン		

１　操業状況

月	操業日数	漁場番号	主な魚種別漁獲量（kg）					金　額（千円）※税抜き
			トラフグ	スズキ	その他（　）	（　）	（　）	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
合計								

２　主な水揚げ先

３　操業に要した所要経費

所要経費（単位:千円）							経費合計
漁船･漁具費	燃料費	諸材料費	人件費	その他（　）	その他（　）	その他（　）	
							0

※1　所要経費欄には、当該漁業の操業に要した経費を記入すること。
※2　人件費について、家族分の人件費が計算できない場合は、欄外に「乗組員○人のうち，家族○人分の人件費は含まない。」と記入すること。
※3　漁船･漁具費には、漁具の艤装費、修繕費を含むこととする。

（様式第５号）

はもどう漁業漁獲成績報告書

宮城海区漁業調整委員会　会長　殿

提出年月日：　　年　　月　　日

所属漁協名		乗組員数	人（船長を除いた人数）
届出者氏名		はもどうの規模	1張当たりの総延長　　：　　m
漁船登録番号	―		1張当たりの使用どう数：　　個
漁　船　名			総使用張り数：　　張 （※何張敷設しているか記入する。）
総 ト ン 数	トン		

１　操業状況

月	操業日数	漁場番号	主な魚種別漁獲量（kg）					金　額（千円）※税抜き
			マアナゴ	その他（　）	（　）	（　）	（　）	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
合計								

２　主な水揚げ先

３　操業に要した所要経費

所要経費（単位:千円）							経費合計
漁船･漁具費	燃料費	諸材料費	人件費	その他（　）	その他（　）	その他（　）	
							0

※1　所要経費欄には、当該漁業の操業に要した経費を記入すること。
※2　人件費について、家族分の人件費が計算できない場合は、欄外に「乗組員○人のうち，家族○人分の人件費は含まない。」と記入すること。
※3　漁船･漁具費には、漁具の艤装費、修繕費を含むこととする。

宮城海区漁業調整委員会指示第４号

漁業法（昭和24年法律第 267 号）第 120 条第１項の規定により、宮城県地先海面（共同漁業権区域を除く。）において、１トン以上20トン未満の漁船を使用して行うかご漁業（以下「かご漁業」という。）の操業については、次のとおり制限する。

令和８年11月20日

宮城海区漁業調整委員会
会長　尾　定　誠

１　制限期間

令和９年１月１日から同年12月31日まで

２　操業区域

宮城県地先海面（共同漁業権区域を除く）

３　漁業時期

令和９年１月１日から同年12月31日まで

４　操業の届出

２の操業区域においてかご漁業を操業しようとする者は、使用漁船ごとに、別紙かご漁業操業事務取扱要領に定めるところにより、宮城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に届出をしなければならない。また、届出の記載事項に変更が生じたときは、遅延なく、委員会に届出をしなければならない。

５　条件

（１）　４の届出をした者（以下「届出者」という。）は、操業する際、委員会が交付する届出を受理したことを証する書面（写しでも可）を漁船に備え付けなければならない。

（２）　届出者は、操業期間中、別に定める標識を使用する漁船の船体の見やすい場所に表示しなければならない。

（３）　届出者は、宮城県漁業調整規則（令和２年宮城県規則第 103 号）第60条の規定を遵守しなければならない。

（４）　ガザミ（ワタリガニ）については、抱卵個体（外子を有する個体）を漁獲した場合は、再放流しなければならない。

（５）　届出者は、操業する海域において漁業者間で定められている操業ルールを遵守するよう努めるほか、必要に応じて漁業者間で協議し、協調操業体制を確保しなければならない。

（６）　届出者は、操業する海域において漁場が競合する他の漁業がある場合には、必要に応じて、無線又は船舶電話等により相手方と交信し、トラブルの回避に努めなければならない。

（７）　届出者は、漁業時期終了後１か月以内に、漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

（別紙）

かご漁業操業事務取扱要領

（操業の届出及び変更の届出）

第１　かご漁業の制限（令和８年度宮城海区漁業調整委員会指示第４号。以下「委員会指示」という。）４の届出（以下「届出」という。）をしようとする者は、漁業協同組合に所属する者にあっては所属漁業協同組合が取りまとめ、かご漁業操業届出書（様式第１号。以下「操業届出書」という）を宮城海区漁業調整委員会（仙台市青葉区本町３丁目８番１号　宮城県水産林政部水産業振興課内。以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

２　届出をした者（以下「届出者」という。）は、操業届出書の記載事項に変更が生じたときは、遅延なくかご漁業変更届出書（様式第２号。以下「変更届出書」という。）を委員会に提出しなければならない。

３　宮城県以外の船籍の者（以下「県外届出者」という。）が届出をしようとする場合は、届出者の住所の所在する都道府県知事の副申書を添えて、かご漁業操業届出書（様式第１号）を委員会に提出しなければならない。

（届出書の受理）

第２　操業届出書及び変更届出書は、漁業法（昭和24年法律第267号）、その他関係法令に抵触しない場合及び漁業調整上支障がない場合に限り受理するものとする。

（届出を受理したことを証する書面の交付）

第３　委員会は、第２の規定に基づき届出書を受理したときは、届出者の住所を管轄する地方振興事務所（県外届出者にあっては管轄する都道府県）を通じ、届出を受理したことを証する書面を届出者に交付する。

（船体の標識）

第４　委員会指示５の（２）で定める標識は、様式第３号とする。

（漁獲成績報告書）

第５　委員会指示５の（７）の漁獲成績報告書は、様式第４号とする。

（操業届出書等の経由）

第６　操業届出書、変更届出書及び第５の漁獲成績報告書は、届出者を管轄する地方振興事務所（県外届出者にあっては管轄する都道府県）を経由して提出するものとする。

（様式第１号）

か　ご　漁　業　操　業　届　出　書

年　　月　　日

宮城海区漁業調整委員会　会長　殿

漁業協同組合（又は届出者）

下記のとおり，かご漁業に着業するので届出ます。

届出番号	一連番号	船　　名	漁船登録番号	総トン数	操業予定時期	届　　出　　者		備考
						住　　所	氏　　名	
	1							
	2							
	3							
	4							
	5							
	6							
	7							
	8							
	9							
	10							

年　　月　　日　上記届出を受理

宮城海区漁業調整委員会

海区収受
印押印欄

（様式第２号）

か　ご　漁　業　変　更　届　出　書

年　　月　　日

宮城海区漁業調整委員会会長　殿

住　所
氏　名

先に届出した内容について，次のとおり変更したので届け出ます。

記

１　船　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿丸

２　漁船登録番号　＿＿＿―＿＿＿＿＿

３　届出番号　　宮かご第　　号○

４　変更の内容

項　　目	変　更　前	変　更　後

５　変更の理由

（様式第３号）

宮かご第　　号○

１　文字及び数字（届出番号）の大きさは８センチメートル以上とし、太さは１．５センチメートル以上とすること。

船外機動力漁船にあっては、文字及び数字（届出番号）の大きさは４センチメートル以上とし、太さは１センチメートル以上とする。

２　文字、数字（届出番号）は、黒色とすること。

３　○印には、所属漁協（宮城県漁業協同組合にあっては、所属支所）の頭文字を記入すること。（漁業協同組合に所属していない場合、○印部分の記載は不要）

（様式第４号）

か　ご　漁　業　漁　獲　成　績　報　告　書

宮城海区漁業調整委員会　会長　殿

提出年月日：　　年　　月　　日

届出番号	宮かご第　　号	乗組員数	人（船主を除いた人数）
所属漁協名		かごの規模	1本あたりの使用かご数：　　カゴ
届出者氏名			1本あたりの総延長　：　　m
漁船登録番号			総使用本数：　　本（何本敷設しているか記入）
漁　船　名			主に使用する餌：
総 ト ン 数	トン		

１　操業状況

月	操業日数	漁場番号	主な魚種別漁獲量（kg）					金　額（千円）※税抜き
			ガザミ（ワタリガニ）	マアナゴ	ミズダコ	マダコ	その他（　　）	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
合計								

２　主な水揚げ先

３　操業に要した所要経費

経費（千円）					経費合計（千円）	備考
漁具費	燃料費	餌代	人件費	その他（　　）		